

|          |
|----------|
| 公表日      |
| 令和 年 月 日 |

## 随意契約結果及び契約の内容

|  |  |
|--|--|
| 業務の名称                                    | 令和3年度本明川水系浸水解析等検討業務  |
| 業務概要                                     | 別紙のとおり   |
| 契約担当官等の<br>氏名並びにその<br>所属する部局の<br>名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 長崎河川国道事務所長<br>金井 仁志<br>長崎市宿町316-1   |
| 契約年月日                                    | 令和 4年 3月15日  |
| 契約業者名                                    | (株) 東京建設コンサルタント  |
| 契約業者の住所                                  | 福岡県福岡市博多区博多駅南2-12-3  |
| 契 約 金 額                                  | 27,984,000円(税込み)   |
| 予 定 價 格                                  | 27,984,000円(税込み)   |
| 随意契約による<br>こととした理由                       | 別紙のとおり<br>(※随意契約理由書を添付すること。)   |
| 業 務 場 所                                  | 長崎県諫早市   |
| 業 種 区 分                                  | 土木関係建設コンサルタント業務  |
| 履行期間(自)                                  | 令和 4年 3月16日  |
| 履行期間(至)                                  | 令和 5年 2月28日  |
| 備考                                       | 入札情報サービス(PPI)<br>( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> )<br>にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

## 契約理由書

1. 業務件名 令和3年度本明川水系浸水解析等検討業務
2. 履行場所 長崎県諫早市
3. 契約の相手方 住 所：福岡市博多区博多駅南2丁目12番3号  
会社名：(株)東京建設コンサルタント 九州支社  
電 話：(092)432-8000
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

### 1) 当該業務の目的・内容

本業務は、従来の浸水想定区域図に使用している想定最大規模より頻度の高い降雨による氾濫を想定した浸水深や浸水範囲について解析を実施し、降雨規模毎の浸水深を示す「多段階の浸水想定図」及び場所毎の浸水頻度を示す「水害リスクマップ」について検討するとともに、洪水予測の高度化に向けた本明川水系流域一体水位予測モデル検討のための資料収集整理を行うものである。

### 2) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者以上あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を26者が入手（ダウンロード）し、3者から参加表明書が提出され、3者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち3者を技術提案書の提出者として選定し、3者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するため必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に、「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「その他」における有益な代替案、重要事項の指摘に対する技術提案について、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

長崎河川国道事務所 調査第一課長